

社団法人苫小牧青年会議所 会員資格規則

第1条（名 称）

定款第63条の規定に基づき、社団法人苫小牧青年会議所（以下本会議所という）会員資格規則を定める。

第2条（入会手続）

定款第8条の規定による入会手続は次のとおりとする。

- （1）入会を希望する者は、正会員2名以上の推薦を受け、別に定める入会申込書を提出しなければならない。
- （2）推薦者の資格は次のすべての要件を満たしていなければならない。
 - イ 入会后2年度を経過している会員
 - ロ 当該年度の会費を期限までに納入している会員
- 2 推薦者は、推薦した新入会員について、指導ならびに監督する責務を負う。
- 3 入会の決定は理事会において、出席理事全員の賛成を要する。
- 4 理事会は、理事者3名以上7名以内の構成をもって「入会審査会議」（以下「審査会議」という）を設定しなければならない。
- 5 審査会議は、新入会員の入会に関するすべての審査をおこない、理事会に上程しなければならない。
- 6 他の青年会議所において正会員であった者は、本規定を適用しない。入会については理事長が他の青年会議所の推薦書によりこれを決する。
- 7 会員は「個人」であり、他法人、他団体からの代表としてみなさない。
- 8 同一法人、同一団体における会員の変更については新入会員とみなす。

第3条（会員の権利）

正会員は民法及び本会議所の定款、諸規則に定められた、すべての権利を有し、かつ本会議所の各種事業または各種大会に参加できる。

- 2 特別会員、賛助会員は、本会議所の各種事業または各種大会等に参加できる。

第4条（賛助会員）

賛助会員は次の2種類とする。

- （1）会費を免除され、本会議所の各種事業または各種大会に参加できる賛助会員。
 - （1号会員）
- （2）本会議所の目的に賛同し、会費を納入することによりその発展を助成しようとする団体。（2号会員）

第5条（会費）

定款第11条第1項および第2項にいう、入会金、JC基金、会費および納入期日は次のとおりとする。

- (1) 入会金 30,000円
 - (2) JC 基金 10,000円
 - (3) 普通会費 125,000円
(ただし、新入会員については入会した年度のみ入会月により月割り算出し100円未満は切り捨てとする)
 - (4) 終身会費 40,000円
 - (5) 特別基金 特別基金の金額は、定款第11条第3項により定める。
(ただし、新入会員には請求することが出来ない)
 - (6) 賛助会費 10,000円
 - (7) 納入期日 毎年2月末日限りとする。ただし新入会員については、その承認後10日以内に納入するものとし、終身会費については、卒業年度の12月31日限りとする。
 - (8) 納入方法 会費の納入は、指定口座に振り込みもしくは持参とし事務局に支払うものとする。
- 2 当青年会議所を一度退会した個人が再入会した場合、入会金および JC 基金を免除する。また、個人が所属する法人、団体の所属が変更になった場合においても入会金および JC 基金は請求しない。ただし、同一法人、同一団体の個人が入れ替わる場合は、新入会員扱いとみなし、第1項(1)(2)に記す会費を納入しなければならない。

第6条(会費滞納による除名)

定款第15条第1項第3号を理由とする除名の手続きは次のとおりとする。

- (1) 担当理事は、納期限を経過するも会費を納入しない会員に対して、書面をもって2週間の期限を定めて勧告しなければならない。
- (2) 前号の勧告にもかかわらず、未納の場合は、理事長は1ヶ月の期限を定めて、配達証明付内容証明郵便をもって勧告しなければならない。
- (3) 前号の期間を経過するも、会費の納入をしない会員に対しては、総会の議決により除名することができる。
- (4) 前3号にもかかわらず、正当な理由がある場合は、理事会の承認をもって、これを適用しない。

第7条(前条以外の除名)

理事長は出席義務を怠った正会員に対しての除名は、次のとおりである。

- (1) 例会を連続欠席3回の正会員に対しては、退会勧告書を送付する。
- (2) 例会を連続欠席5回の正会員に対しては、定款第15条第1項第2号の適用による除名勧告書を送付する。
- (3) 運営規則第5章第12条に準ずる措置を行った者については、前1号、2号を適用除外する事ができる。
- (4) 前1号、2号の規定にかかわらず、正当な理由があるときは理事会の承認をもって、これを適用しない。

- 2 定款第15条の規定により、第6条および前項以外の理由をもって会員を除名

する場合は、規定の主旨を、正しく理解し、会員の人権を尊重し、誤りなきように公正に運用しなくてはならない。

第8条（資格喪失の場合の義務）

定款第13条により資格を喪失した会員は次のことを遵守しなければならない。

- （１）会費等納入すべき金員があるときは、これを完納すること。
- （２）青年会議所の名称、記章等を使用しないこと。

第9条（委任）

本規則の施行に関する細則は、理事会の決議をもってこれを定める。

附則

本規則は平成18年1月1日より施行する。

「会員資格規則改正案に対する附帯決議」

本規則第4条につき、賛助会員の定義並びにその運用に関し、我々、青年会議所においては現存しないため、その解釈は議論の別れるところである。よって我々は、本規則改正にあたり、その導入に際しては下記のとおり留意して、運営すべきである。

- 1 会員拡大は、あくまでも正会員の拡大であり、賛助会員の増加による拡大の方向に向かわないこと。
- 2 賛助会員の入会に関しては、理事会がその定義及び必要性を十分に議論を積み重ね、受け入れ体制を整備して、入会させること。
- 3 賛助会員が、青年会議所運動の目的に障害となると、判断されたときは、理事会は直ちに、賛助会員制度の運用を廃止すること。
- 4 賛助会員に替わる制度が必要であると判断される場合は理事会が定義および運用に関し、新制度を創設する措置を講ずること。

————— 1994年7月21日 総会決議 —————